

寄附による教育財源の確保策

～前橋で学ぶ全ての人のために～

1 はじめに

(1) 前橋市の紹介

前橋市は群馬県の中南部、東京から約 100km に位置する県都です。市域の北部は赤城山に至り、海拔の最高は 1,823m、最低は 64m で北東から南西に向かって緩やかな傾斜を見せています。市の中央部から南部にかけては、海拔 100m 前後の平坦地が開け、西境の近くを利根川が南流しています。人口は令和 7 年 6 月 30 日現在 327,960 人です。



(2) 前橋市の教育

前橋市教育の大綱では、前橋市の教育が目指す人物像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」としています。この実現のため、令和 5 年度から令和 10 年度まで「第 3 期前橋市教育振興基本計画」を策定し、「個性を伸ばす」、「多様性を認め合う」、「新たな価値を創造する」、「市民としての誇りを継承する」という 4 つの指針に基づき、学校教育、青少年教育、社会

教育、教育環境整備の 4 つの各分野における基本理念と具体的重点施策を定めています。

学校教育	基本理念 生きる力を育む学校教育の充実
青少年教育	基本理念 人間性豊かな青少年の育成
社会教育	基本理念 心豊かな前橋の文化の創造
教育環境整備	基本理念 「学び」「創造」「交流」の場としての教育環境づくり

市内には小学校 46 校、中学校 20 校、特別支援学校 1 校、市立高等学校 1 校、市立幼稚園 2 園を有し、児



【地元農家の化学肥料不使用「ねぎ」で郷土料理の「おっさりこみ」（うどん）を提供】

児童生徒数は合計 23,023 人（令和 7 年 5 月 1 日現在）です。学校給食は市内 6 か所の共同調理場でそれぞれ献立を作成し調理提供しています。また、令和 6 年 6 月から市立中学校の給食費無償化に加え、令和 7 年 4 月から市立小学校の給食費無償化を実施しています。

また、生涯学習・社会教育の拠点として中央公民館及び地区公民館 15 館があり、各種講座を開催するとともに、貸部屋事業においてはコミュニティセンターも含めると年間 91 万 2 千人以上の利用があります。令和 7 年 6 月には社会教育委員会議より「人生 100 年時代の社会教育～ウェルビーイングと前橋モデル～」の提言があり、学びの拠点としての機能強化を図っています。市立図書館は令和 5 年度に「図書館新本館基本構想・基本計画」を公表し、官民協働のまちづくりが進む中心市街地への移転が計画中です。本市の特徴として、地区公民館には図書館分館が併設されています。

国指定重要文化財である臨江閣をはじめとして 360 の各種文化財を有し（令和 6 年度末時点）、郷土前橋を愛する心を育てるため、史跡等を保護して活用を図っています。また、小学生向けの考古学教室、大人向けのまえばし古墳の教室は毎回大盛況をいただいています。



【夏休み考古学教委室～はにわ・どぐう作り～】

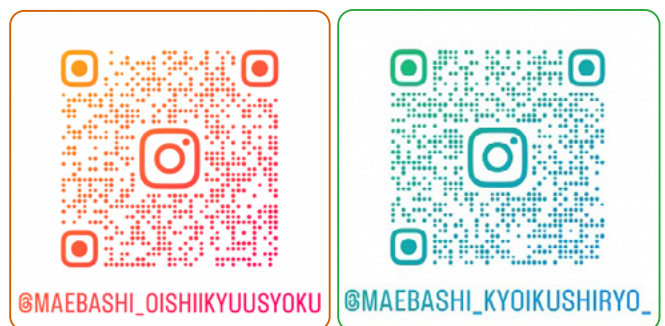
交通安全・天文・環境・科学・文化芸術が学べる児童文化センターでは、オリジナルプラネタリウム番組が季節に応じて投影されています。シナリオ（職員）からアフレコ（センターでのクラブ活動の児童生徒協力あり）まで自主製作しており、オリジナルキャラクターが出演している珍しい取り組みです。



さらに、教育機関を集めた前橋市総合教育プラザには「教育資料館」があり、前橋市に関する教育資料を収集・整理・保存し、展示や企画展を通して広く公開しています。



【館内の様子（昔の教室体験コーナー）】



【学校給食、教育資料館でInstagramを開いています。ぜひご覧ください。】

2 教育振興基金

(1) 基金の設立

平成 23 年度に多額の遺贈寄附を受けたことをきっかけとして、平成 24 年1月に「前橋市教育振興基金」を創設しました。この教育振興基金は、教育委員会で受け入れた寄附のうち、高額であるもの（寄附目的の事業が複数年度に分かれるなど）や詳細な使途指定がないもののほか、学校古紙売却益などを積み立て、教育事業に活用しています。

(2) 使途

これまでにお預かりした寄附金は、校内 LAN の整備、楽器の購入など学校での活用をはじめとして、文化財施設の補修や図書館での本の充実のほか、様々な教育現場で活用させていただいています。



【文化財説明版の充実】



【歴史資料館の展示制作】



【臨江閣の門扉作成】



【校内LAN無線化】



【児童文化センター：水槽更新、グランドピアノ購入】

3 遺贈・相続寄附プログラム

(1) 遺贈寄附等の潜在的需要

教育委員会を取り巻く環境について、学校教育では GIGA スクール構想への対応、校舎等施設の老朽化、特別な支援を必要とする児童生徒や外国にルーツを持つ家庭の増加、いじめや不登校など多様化・複雑化しています。

このような多様化する環境下においても学びを止めず、未来を担う児童生徒を支えるためには、学校や教育委員会だけでなく、地域社会全体での支援やサポートが必要で、寄附もその一つとして大いに期待しているところです。

個人や企業からの一般的な現金寄附の申出に関しては、規則に則った手続を取らせていただくところですが、遺贈寄附や相続財産の寄附（以下遺贈寄附等という）についてご相談があった場合は、遺言書の作成（民法）や税の申告などについて専門的な知識を有しておらず、紹介できる相談先（弁護士、税理士、司法書士等）もなかったため、これまで明確な回答ができずにいました。また、「終活と遺贈に関する意識調査 2017（国境なき医師団）」においても、終活の一つである遺贈について 6 割以上の方が「遺贈の意向がある」と回答していることから、遺贈寄附等について相談需要が高いと考えていました。

(2) 地元金融機関との連携

こうしたことから、市民に遺贈寄附等について広く知っていただくとともに、寄附を希望される方の相談に対し

専門的な知見からの的確なアドバイスをいただけるよう、金融機関との協力体制を築きたいと考えました。そこで、本市の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関で本市に本店がある金融機関に相談したところ、ライフサポートに関する商品を取り扱っている金融機関にご理解いただき、令和5年3月28日に「前橋の教育への遺贈寄付・相続寄付に関する協定」を締結しました。

～前橋の教育への遺贈・相続財産の寄附プログラム～

教育でつなぐあなたの想い

「大切な財産を故郷の子供たちのために役立てたい」という相談が増えています。本市教育委員会では、生前のご本人の意思や相続人の意思を受け継ぎ、円滑なお手続きが実現するよう、金融機関と「遺贈寄附・相続寄附」に関する協定を締結しています。寄附金は、前橋市教育振興基金に積み立て、各種教育事業に有効活用させていただきます。



遺産（現金）を寄附するまでの流れ



※寄附の受付は現金のみ。土地・建物等の不動産のご寄附はお受けできません。

前橋市教育委員会は、遺贈寄附等の相談があった場合は協定先金融機関をご案内することができ、相談者の

5. 協定によるサービス

遺言書の種類、各種遺言書の作成手続き等を寄附希望者に助言（相談は無料！）

<協定によるそれぞれのメリット>



教育委員会

遺言等の問合せ・相談に対して相続関連サービスを提供する金融機関の紹介ができる



寄附希望者

寄附や相談のお悩みについて無料で相談ができる



協定金融機関

金融機関としてのノウハウや金融サービスを活かし社会貢献ができる

意思が円滑に実現できる体制を整えられるようになりました。これにより相談者は、協定先金融機関に気軽に相談に応じてもらえます。協定先金融機関は専門的知識による社会貢献ができるとともに、相続関連その他金融機関が取扱う商品を相談者に紹介することもできます。なお、相談者と協定先金融機関の間における相談内容や本市への寄附内容等は、正当な利用なく前橋市教育委員会及び第三者へ開示されることはありません。

(3) 市内郵便局との包括連携協定における取組

前橋市は、市及び事業者等が複数の分野の事業において双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進す

～前橋の教育への遺贈・相続財産の寄附プログラム～

募集する寄附の種類（寄附の受付は現金のみ。土地・建物等の不動産のご寄附はお受けできません。）

遺贈寄附	遺言によるご寄附	相続寄附	相続財産からのご寄附
寄附者	遺言者（ご本人）	寄附者	相続人
生前に作成した遺言書にご本人の意思を残しておき、ご遺産を特定の人や団体に譲ったり、寄附することを「遺贈寄附」といいます。遺言書の遺贈先に「前橋市教育委員会」をご指定いただくことで、お亡くなりになった後、ご遺産の一部または全てを本市の教育活動に有効活用させていただきます。		財産を相続した方（相続人）が相続財産を寄附することを「相続寄附」といいます。「前橋市教育委員会」にご寄附いただいた「相続財産」は、本市の教育活動に有効活用させていただきます。	

※前橋市教育委員会にご寄附いただいた財産（現金）は、相続税の課税対象になりません（非課税）。※非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内にご寄附をいただく必要があります。

寄附をお考えの方へ

「遺贈寄附・相続寄附」を行う際は、法律やご家族・ご親戚への配慮など、専門的な知識が必要となりますので、弁護士、税理士、司法書士などの専門家や金融機関にご相談することをお勧めいたします。なお、本市と「遺贈寄附・相続寄附」に関する協定を締結した金融機関にご相談いただければ、ご相談が無料で受けられます。寄附者のご希望に沿って、前橋の教育への寄附が円滑に実現できるようご案内させていただきます。

【締結金融機関・ご相談窓口】

群馬銀行

遺言信託・遺産整理業務専用ダイヤル
フリーダイヤル ☎ 0120-251676

※専任スタッフより、遺言や相続手続き等についてご説明させていただきます。



TOWA 東和銀行

各支店はここからご確認ください



前橋市教育振興基金への寄附をお願いします

前橋市の教育のためにいただいた寄附を、前橋市教育振興基金として積み立て、各種教育事業に使わせていただいています。前橋で学ぶ全ての人のための教育委員会であり続けるために、皆様のご支援とご協力をお願いします。

お申し込み

「前橋市教育振興基金」は、個人、団体、企業の皆様からの寄附によって支えられる基金です。市HPから「寄附申込書（現金）」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、教育委員会事務局総務課まで、郵送、FAX、E-mailにてお申込みください。なお、特定の施設（学校）や特定の施設等の寄附を条件としていただくことも可能です。



受入方法

「寄附申込書（現金）」の受付後、「納付書」を送付させていただきますので、前橋市指定金融機関等でご入金ください。

遺贈による寄附制度について

① 遺贈寄附
遺言書において遺贈先に「前橋市教育委員会」をご指定いただくことで、本市の教育活動に有効活用させていただきます。（注：土地・建物等の不動産はお受けできません。）
ご遺贈いただいた寄附金は、相続税の課税対象になりません。

② 遺言・相続についての相談
遺言書の作成・相続関係などの手続きについては、司法書士などの専門家や金融機関にご相談ください。また、日本郵便株式会社（郵便局の窓口）でも相談を受け付けております。



これまでの教育振興基金の活用事例

お預かりした寄附金は、学校をはじめ、文化財や図書館、公民館など、さまざまな教育の現場に活かされています。



歴史分野
館山地区の歴史博物館



情報分野
小学LANの無償化



図書分野
貸出用紙本セットを購入



自然科学分野
天体望遠鏡、太陽デジタル顕微鏡を購入



芸術分野
楽器の購入・修繕

※上記の事例はイメージを記しています。

教育委員会の主な事業



学校教育の充実

こどもたちの主体的・協働的な学びの充実のため、英語教育の充実やGIGAスクール構想の実現のほか、魅力的な学校となるよう授業改善に取り組んでいます。



不登校支援の充実

全てのこどもたちの学びを支えるため、学校内での修繕所の設置、オンラインによる学習支援、教育支援教室など不登校児童生徒の減少と学びの充実を進めます。



文化財の維持管理

富江関や松社古墳群など多くの歴史的文化遺産があります。歴史や文化財に親しみ、郷土への愛着の心を未来へつなぐことができるよう、様々な文化財の維持向上に取り組んでいます。



生涯学習や社会教育のサポート

人生100年時代を迎え、こどもから高齢者まで様々なライフステージにおいて学び続けられることが重要となっています。本市では学校教育から社会教育など、人と人とのつながりを基盤とした生涯を通じた学びをサポートしていきます。

税制上の優遇措置

個人が国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が課税される場合があります。また、法人の国や地方公共団体への寄附金と指定寄付金は、その全額が損金に算入されます。さらに、住民税についても優遇措置が受けられることがあります。

詳しくは、最寄りの税務署又はお住まいの自治体にお尋ねください。

～前橋で学ぶ全ての人のために～ 前橋市教育委員会

教育振興基金への ご寄附に関するお問い合わせ先	前橋市教育委員会事務局総務課税務係 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 電話：027-898-5802 FAX：027-243-7190 E-mail：kyouikusunmu@city.maebashi.gunma.jp
----------------------------	--

さらには、こうした財源の活用にあたっては、寄附者の思いに寄り添った、持続可能な事業等を検討するとともに、特色ある前橋市の教育を充実させていく工夫も必要です。引き続き財源の確保と効果的な事業の充実を図っていきます。前橋市で学ぶすべての人のために。

ることで、地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的として、事業者等と「包括連携協定」を締結しています。

郵便局とも包括連携協定を締結しており、「教育活動への協力・支援に関すること」が連携事項のひとつになっています。また郵便局も終活紹介サービスを取り扱っていることから、このサービスの案内も記載した前橋市教育振興基金への寄附募集チラシを作成し、前橋市内の各郵便局窓口に設置していただきました。

4 おわりに

前橋市では、子供から大人まで、人生100年時代の学びを支えるため、学校教育から社会教育にかかる様々な取組を進めています。これら事業の財源の一部を確保するため、今回紹介しました遺贈・相続寄附等の取組を導入しています。今後も寄附等による財源の確保が図れるよう効果的な情報発信に力を入れていきたいと考えています。また、様々な機会を活用して寄附文化の醸成を図ることで、遺贈寄附等にもつながっていくことを期待しています。